

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項において準用する第22条第4項及び第7項並びに第3条第1号から第7号まで（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：申請者の住所地又は申請者が警備員として所属する営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 申請者の住所地又は申請者が警備員として所属する営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全課
備 考：